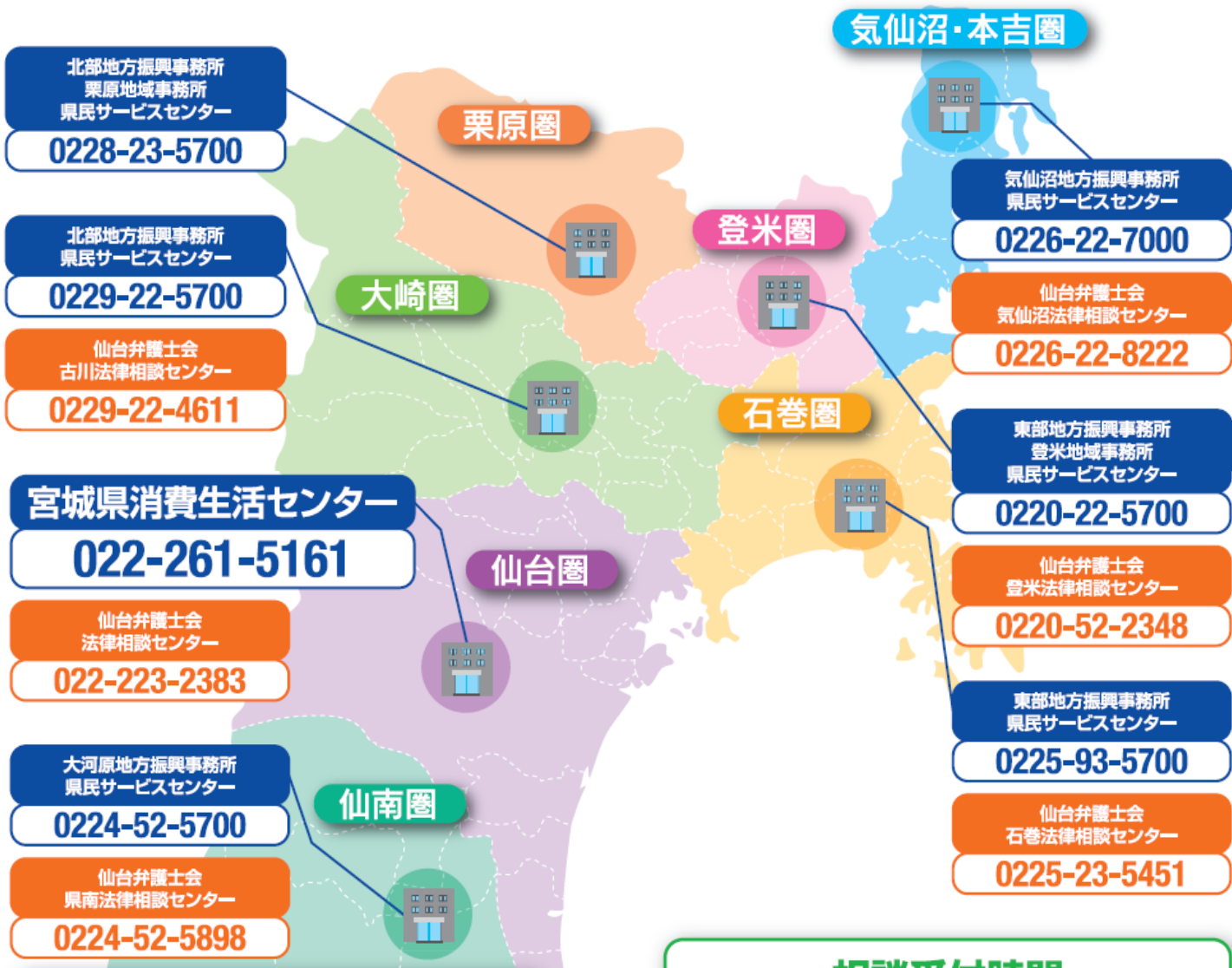


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費者ホットライン
188 (嫌や!)
お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。
その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。


警察相談専用電話
#9110

相談受付時間

宮城県消費生活センター
平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター
平日:9:00~16:00
※土日祝日年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>

みやぎの消費生活情報  検索!



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで (電話 022-211-2524)

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆オンラインゲームで高額請求！？～家庭内でルール作りを～
- ◆ウェブサイト閲覧中に警告音・・・それ、ニセモノかも？！
- ◆景品表示法ってご存じですか???
- ◆キャッシュレス決済



オンラインゲームで高額請求！？～家庭内でルール作りを～



相談事例

携帯会社から、キャリア決済の支払額が限度額の10万円を超えるという通知が届いた。家族に聞くと、小学生の娘が私のスマートフォンでオンラインゲームをしていたことが分かった。こっそり盗み見たパスワードを入れてゲームをダウンロードし、課金していたという。娘は、お金を払っているという感覚もなくゲームをすすめていたようだ。

キャリア決済とは??・・・商品代金を通話料金とまとめて支払う決済サービスのこと。

★アドバイス★

● 大人はクレジットカードの管理に注意しましょう

子どもがオンラインゲームで課金し高額請求を受けるケースでは、親のクレジットカード情報を勝手に使用してしまうほか、携帯電話のキャリア決済を無断で利用してしまうケースも見られます。クレジットカード決済のパスワード等の管理には十分注意しましょう。利用ごとに通知メールをもらう設定をし、利用状況を確認するのも一つの方法です。

● 親子でゲームについて確認し話し合しましょう

周囲の大人は、ゲームの料金体系や決済方法等を理解し、日頃から子どもとゲームの利用ルールについてよく話し合しましょう。

● 困ったときは、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。



ウェブサイト閲覧中に警告音・・・それ、ニセモノかも？！

相談事例



パソコンでインターネットを使用していたところ、突然大きな警告音が鳴り、画面に「ウイルスに感染している」と表示されたので驚いた。画面にOSサポートとあり電話番号の記載があったので電話すると、外国人と思われる人が出て「ウイルスに感染している所以对処する必要がある。3年間のサポート契約をするように」と片言の日本語で言われた。承知して代金約5万円を電子マネーで支払うように指示があったので、コンビニで支払った。落ち着いて考えると何かおかしい。解約したい。

★アドバイス★

- **警告画面が表示されてもうのみにせず、慌てて連絡や契約をしないようにしましょう**
表示された警告画面が偽の表示と考えられる場合は画面を閉じ、偽物かどうか判断できない場合や、画面の閉じ方が分からない場合、セキュリティソフト等をインストールしてしまった場合は独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページを参考にしたり、相談窓口にご相談しましょう。
- **スマートフォンでアプリをインストールさせる手口も・・・インストールは慎重に！**
「スマートフォンでウェブサイトを閲覧中に突然『ウイルスを検出した』とセキュリティ警告が表示され、警告の指示に従って操作を進めるとアプリのインストールへ誘導された」というような手口もあります。日頃から、アプリやソフトをインストールする前に、アプリの開発元、機能説明、利用料金、利用規約などを確認する習慣をつけ、安易にインストールしないようにしましょう。
- **アンインストールをしても請求が続くことも・・・**
自分でアプリをアンインストールしても契約を解約するまで請求が続くこともあるので、そのときは消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- **困ったときは、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。**
解約の方法が分からない、解約ができない等、不安に思うことがある場合は最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。



©宮城県・旭プロダクション



©宮城県・旭プロダクション

消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

短縮ダイヤル「188」をダイヤルすると
お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
ひとりで悩まず相談しましょう！



景品表示法ってご存じですか???

景品表示法とは(正式名称:不当景品類及び不当表示防止法),豪華すぎるおまけの提供(過大景品),一般消費者をだますような「うそつき広告」や「誇大広告」(不当表示)を禁止する法律です。

景品表示法で禁止している表示には,「優良誤認表示」「有利誤認表示」等がありますが,具体的にはどのような表示のことをいうのでしょうか。

優良誤認表示とは??

「これはとても良い品質だ!」と消費者に思わせておいて,実際にはそうではない表示。

例えば・・・

仙台牛A5ランクのお肉です!!



仙台牛なんだ! おいしそう~



実は・・・

アメリカ産の牛肉



仙台牛だから買ったのに!



有利誤認表示とは??

「これはとてもお得な価格だ!」と消費者に思わせておいて,実際にはそうではない表示。

例えば・・・

すき焼きセット
800g 5,000円

800gでこの値段はお得だな~



実は・・・

お肉の重さ + 割り下 + 容器 + 保冷剤 の合計が800gでした。

全然お得じゃない!!

©宮城県・旭プロダクション



キャッシュレス決済

金融広報中央委員会が毎年実施している「家計の金融行動に関する世論調査」によると,日常的な買い物などで「クレジットカード」や「電子マネー」を使用している割合が着実に増加しており,少しずつ「キャッシュレス化」が進んでいます。

✿ 主なキャッシュレス手段



クレジットカード



デビットカード



電子マネー
カード



プリペイドカード



スマートフォン

✿ メリットとデメリット

メリット

- ・現金を持ち歩くリスクがない。
- ・「いつ」「どこで」「いくら」利用したか履歴が残るため,お金の流れを管理しやすい。

デメリット

- ・お金を使っている感覚が薄まり,使いすぎてしまう可能性あり。
- ・災害によって停電や通信障害が起きると,決済できない可能性がある。

良い面、悪い面を理解して安全に上手に利用することが大切です!



©宮城県・旭プロダクション